平成２４年（フ）第７４号
長野県上田市下之郷乙557番地１　市住２号
債務者　竹内　明美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７６号
長野県上田市殿城1329番地１　エンジェルゲートＢ103号、前住所長野県小諸市大字和田935番地１　サープラスタカサゴＢ―103
債務者　新谷　翔
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７９号
長野県上田市芳田1686番地３
債務者　中村　真之
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第８０号
長野県上田市武石上本入341番地、前住所長野県上田市岩下465番地６
債務者　内河　豊
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２８号
長野県安曇野市明科中川手2831番地
債務者　河野　清久
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城2213番地の２
債務者　深澤　堅太
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３２号
長野県大町市常盤4961番地13
債務者　竹内　昭一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３３号
長野県大町市常盤4961番地13
債務者　竹内知栄子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３８号
長野県塩尻市大字広丘野村966番地１　サープラスリベルテ105、前住所長野県塩尻市大字広丘野村1995番地１　ピーエヌ広丘201
債務者　横山まゆみ（旧姓川﨑・藤澤・米窪）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７６号
三重県津市一身田中野668番地１　エリアハイツ111号、前住所三重県津市藤方485番地16
債務者　北村　伸
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２９号
三重県津市中河原614番地１　Ｌａ　Ｂｅｌｌｅ　Ｅｑｕｉｐｅ205、前住所三重県津市白塚町1501番地１
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４９号
三重県三重郡菰野町大字川北86番地
債務者　佐藤　秀治
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
三重県四日市市山分町455番地１
債務者　村上　裕之
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
三重県四日市市楠町北五味塚2014番地４　レジデンス北五味塚103
債務者　菊川　秀樹
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
三重県四日市市大字茂福203番地２
債務者　林　さち子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地１　藤和しらさぎハイタウンＢ棟209号
債務者　酒匂　郁子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１４号
兵庫県姫路市東雲町５丁目11番地５パレス東雲１番館102号
債務者　齋藤　誠
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部